

地方創生及び地方分権改革の推進に関する決議

我が国が将来にわたり活力ある社会を維持し、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保していくためには、地方創生の推進が不可欠である。

国が、新たな施策により地方創生の取組を深化・加速化する中、地方は、それぞれが策定した地方版総合戦略等に基づき、地方の創意工夫を活かした施策を進めているが、地方創生に係る事業を円滑に実施するためには、必要な財源を継続的に確保することが極めて重要である。

また、その推進に当たっては、国及び地方がそれぞれの役割分担を踏まえつつ、相互に連携を図りながら、一体となって課題に取り組むことが重要であるとともに、その基盤となる地方分権改革の更なる推進が不可欠である。

よって、国においては、地方創生及び地方分権改革の推進に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方創生の推進について

- (1) 地方が自主性・主体性を最大限発揮して継続的に地方創生に取り組めるよう、平成29年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充・継続すること。
- (2) 「地方創生推進交付金」については、長期にわたり施策が展開できるよう継続的なものとし、総額の確保を図るとともに、事業申請に係る手続を簡素化すること。

また、地方創生関連補助金等については、要件の緩和など弾力的な取扱いを図ること。

平成30年度概算要求において創設が盛り込まれた産官学連携による人材育成や産業振興を支援する「地方大学・地域産業創生交付金」については、所要額を確保するとともに、地域の人材への投資を通じて地域の生産性の向上を図ること。

- (3) 地方大学は、地域の将来を支える人材や産業の育成に大きく貢献し、地方創生にとって重要な役割を担っていることから、地方が行う地方大学振興のための諸事業に対し、財政支援措置を講じるなど、地方大学等の運営基盤を充実すること。

2 地方分権改革の推進について

- (1) 地方分権改革については、地方分権改革推進委員会の累次にわたる勧告に基づき着実に進展してきているところである。現在は、4年目を迎える提案募集方式により、地方からの具体的な提案が提出され、検討が進められている。

今後も、地方からの提案の実現に向けて積極的に検討・採用を行うとともに、地方が自主的・主体的な取組を行うことができるよう、「従うべき基準」の参酌すべき基準化を含めた更なる義務付け・枠付けの見直し、国から地方及び都道府県から基礎自治体への更なる事務・権限の移譲を行うこと。

なお、事務・権限の移譲等に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の課題については、地方の自主性・主体性を十分踏まえ、対応すること。

- (2) 地方分権改革の進展により、地方議会の役割は一層重要性を増していることから、議会の自主性・自律性をより高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるよう、地方議会の活動を制約している法令上の諸規定の更なる見直しを図ること。

以上決議する。

平成29年11月8日

全国市議会議長会